



福岡医発第 2973 号 (地)
令和 3 年 2 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の
登録に関する省令の一部改正に伴う実施上の留意事項について

保険医又は保険薬剤師（以下「保険医等」）は、その従事する保険医療機関又は保険薬局の所在地又は住所地（以下「所在地等」）が他の都道府県に変更となった場合、その都度、その旨を届け出ることとされております。

今般、令和 3 年 2 月 10 日に公布・施行された「保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令」（令和 3 年厚生労働省令第 30 号）により、同一地方厚生（支）局内における都府県間の所在地等の変更については、当該届出が不要となった旨、日本医師会（別紙 1）及び九州厚生局（別紙 2）より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、

- 1) 登録省令第 8 条第 1 項第 1 号に基づき、保険医療機関又は保険薬局の開設者が管轄地方厚生（支）局長に届け出ることとされている管理者、管理薬剤師、保険医又は保険薬剤師の異動に関する届出につきましては、従来どおり必要でありますことを申し添えます。
- 2) 本件につきましては、別紙 3 のとおり九州厚生局ホームページ (https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido_kansa/hoken_toroku/index.html) においても案内されております。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 346)

令和 3 年 2 月 1 5 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の
登録に関する省令の一部改正に伴う実施上の留意事項について

保険医又は保険薬剤師（以下「保険医等」という。）は、その従事する保険医療機関又は保険薬局の所在地又は住所地（以下「所在地等」という。）が他の都道府県に変更となった場合、その都度、その旨を届け出るとされています。

今般、令和 3 年 2 月 10 日に公布・施行される「保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令」（令和 3 年厚生労働省令第 30 号）により、同一地方厚生（支）局内における都府県間の所在地等の変更については、当該届出が不要となりましたので、ご連絡申し上げます。

なお、登録省令第 8 条第 1 項第 1 号に基づき、保険医療機関又は保険薬局の開設者が管轄地方厚生（支）局長に届け出ることとされている管理者、管理薬剤師、保険医又は保険薬剤師の異動に関する届出につきましては、従来どおり必要であることを申し添えます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の
一部改正に伴う実施上の留意事項について

(令 3.2.10 保医発 0210 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)

【参考】

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の
一部を改正する省令

(令 3.2.10 厚生労働省令第 30 号 厚生労働大臣)

保医発 0210 第 1 号
令和 3 年 2 月 10 日

地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録
に関する省令の一部改正に伴う実施上の留意事項について

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 30 号）が本日公布・施行されるが、本改正の趣旨は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知いただくとともに、適正に対応いただくようお願いする。

記

保険医又は保険薬剤師（以下「保険医等」という。）は、その従事する保険医療機関又は保険薬局の所在地又は住所地（以下「所在地等」という。）が他の都道府県に変更となった場合、その都度、その旨を届け出ることとされていたが、同一地方厚生（支）局内における都府県間の所在地等の変更については、当該届出を不要とする。（保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 13 号。以下「登録省令」という。）第 16 条関係）

なお、登録省令第 8 条第 1 項第 1 号に基づき保険医療機関又は保険薬局の開設者が管轄地方厚生（支）局長に届け出ることとされている管理者、管理薬剤師、保険医又は保険薬剤師の異動に関する届出については従来どおり必要であるので、念のため申し添える。

○厚生労働省令第三十号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第八条の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十日

厚生労働大臣 田村 憲久

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険医及び保険薬剤師に関する届出） 第十六条 保険医又は保険薬剤師は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨及びその年月日を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、その届出が第一号に係るものであるときは、その事実を証する書類を添えなければならない。 一・二（略） （削る）	（保険医及び保険薬剤師に関する届出） 第十六条 保険医又は保険薬剤師は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨及びその年月日を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、その届出が第一号に係るものであるときは、その事実を証する書類を、その届出が第三号に係るものであるときは、登録票を添えなければならない。 一・二（略） 三 保険医療機関において健康保険の診療に従事する保険医又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師にあつては当該保険医療機関又は保険薬局の所在地の、法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者である保険医又は保険薬剤師にあつては当該診療所又は薬局の所在地の、その他の保険医又は保険薬剤師にあつてはその者の住所の属する都道府県に変更があつたとき。

2・3（略）

2・3（略）

4 前条第五項の規定は、第一項及び第二項の届出について準用する。

(削る)

4 前条第五項の規定は、第一項及び第二項の届出について準用する。この場合において、第一項の規定による届出(同項第三号に係るものに限る。)については、同条第五項中「保険医療機関において健康保険の診療に従事する」とあるのは「変更前に保険医療機関において健康保険の診療に従事していた」と、「保険薬局において健康保険の調剤に従事する」とあるのは「変更前に保険薬局において健康保険の調剤に従事していた」と、「法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者である」とあるのは「変更前に法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者であつた」と、「その者の住所地」とあるのは「その者の変更前の住所地」と読み替えるものとする。

5 | 登録に関する管轄地方厚生局長等は、第一項第三号に掲げる事由に係る届出を受理したときは、当該保険医又は保険薬剤師に登録票を書き換えて交付するものとする。

附 則

2 1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第十六条第一項の規定による届出を受理した場合における同条第五項の規定による登録票の交付については、なお従前の例による。

事務連絡
令和3年2月19日

福岡県医師会長 様

九州厚生局指導監査課長

「保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令」の一部改正に伴う取扱いの変更について(周知依頼)

社会保険医療行政の推進につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令」(令和3年厚生労働省令第30号)が令和3年2月10日に公布・施行されたことに伴い、当課管内(福岡県)で登録している保険医が従事する保険医療機関等を九州厚生局管内において県を越えて異動した場合(例:福岡県→熊本県)の届出が不要になりました。(管轄する地方厚生(支)局を越えて異動した場合(例:福岡県→東京都)は引き続き届出が必要です。)

つきましては、本件取扱いの変更について、当局ホームページ(※)にて周知しておりますが、貴会におかれましても、当該取扱いに関する会員各位への周知について、ご配慮いただきますようお願いいたします。

掲載先(九州厚生局HP)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido_kansa/hoken_toroku/index.html

リンク先(「[こちら](#)」の箇所)には、別添リーフレット「保険医・保険薬剤師のみなさま」を掲載

九州厚生局 > 申請・届出等の手続案内 > 保険医・保険薬剤師の方へ

更新日: 2021年2月 日

保険医・保険薬剤師の方へ

注意書きを掲載します。
こちら ← にはリーフレットへのリンクを貼ります。

保険医・保険薬剤師の登録等に関する申請・届出について

- 各手続きについてご不明な点があれば、保険医療機関(保険薬局)が所在する県を管轄する九州厚生局事務所等(福岡県にあっては指導監査課)へお問い合わせください。

令和3年2月より、九州厚生局の管轄内で登録している保険医又は保険薬剤師が、九州厚生局の管轄内(九州・沖縄)で県を越えて住所変更した場合の届出は不要となりました。(詳細は、[こちら](#))

お問い合わせ先: 事務所・指導監査課の所在地・連絡先

No.	手続き内容			様式			添付書類
1	登録を受けようとするとき	手続の概要 (リンク)	手続の流れ (リンク)	「保険医・保険薬剤師 登録申請書」(Excel版: 45KB) 「保険医・保険薬剤師 登録申請書」(PDF版: 54KB)	記載例 (Excel版: 66KB) (PDF版: 75KB)	記載要領 (リンク)	リンク
2	登録している地方厚生(支)局の管轄を越えて異動したとき	手続の概要 (リンク)	手続の流れ (リンク)	「保険医・保険薬剤師 届出事項変更(該当)届」(Excel版: 56KB) 「保険医・保険薬剤師 届出事項変更(該当)届」(PDF版: 85KB)	記載例 (Excel版: 102KB) (PDF版: 223KB)	記載要領 (リンク)	リンク
3	登録を行った管轄地方厚生(支)局内において都道府県を越えて異動等したとき	手続の概要 (リンク)	手続の流れ (リンク)	「保険医・保険薬剤師 届出事項変更(該当)届」(Excel版: 56KB) 「保険医・保険薬剤師 届出事項変更(該当)届」(PDF版: 85KB)	記載例 (Excel版: 92KB) (PDF版: 234KB)	記載要領 (リンク)	リンク
4	氏名等に変更があった場合	手続の概要 (リンク)	手続の流れ (リンク)	令和3年2月より、九州厚生局の管轄内で登録している保険医又は保険薬剤師が、九州厚生局の管轄内(九州・沖縄)で県を越えて住所変更した場合の届出は不要となりました。 (詳細は、 こちら)	記載例 (Excel版: 91KB) (PDF版: 176KB)	記載要領 (リンク)	リンク
5	死亡し、又は失その宣告を受けたとき	手続の概要 (リンク)	手続の流れ (リンク)		記載例 (Excel版: 101KB) (PDF版: 190KB)	記載要領 (リンク)	リンク
6	健康保険法第81条第4号から第6号までのいずれかに該当	手続の概要 (リンク)	手続の流れ (リンク)	注意書きを掲載します。	記載例 (Excel版: 98KB) (PDF版: 184KB)	記載要領 (リンク)	リンク
7	登録票の再交付を受けようとするとき	手続の概要 (リンク)	手続の流れ (リンク)	「保険医・保険薬剤師 登録票再交付申請書」(Excel版: 51KB) 「保険医・保険薬剤師 登録票再交付申請書」(PDF版: 33KB)	記載例 (Excel版: 72KB) (PDF版: 75KB)	記載要領 (リンク)	リンク
8	登録を抹消しようとするとき	手続の概要 (リンク)	手続の流れ (リンク)	「保険医・保険薬剤師 登録抹消申出書」(Excel版: 47KB) 「保険医・保険薬剤師 登録抹消申出書」(PDF版: 52KB)	記載例 (Excel版: 62KB) (PDF版: 100KB)	記載要領 (リンク)	リンク

周知のため、施行から一定期間、取消し線の状態に掲載。
その後削除します。

厚生労働省(法人番号 6000012070001)

九州厚生局 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号 住友生命博多ビル4F

ご用のある部署によっては、庁舎や電話番号が異なりますので、各部署の所在地・連絡先をご確認ください。

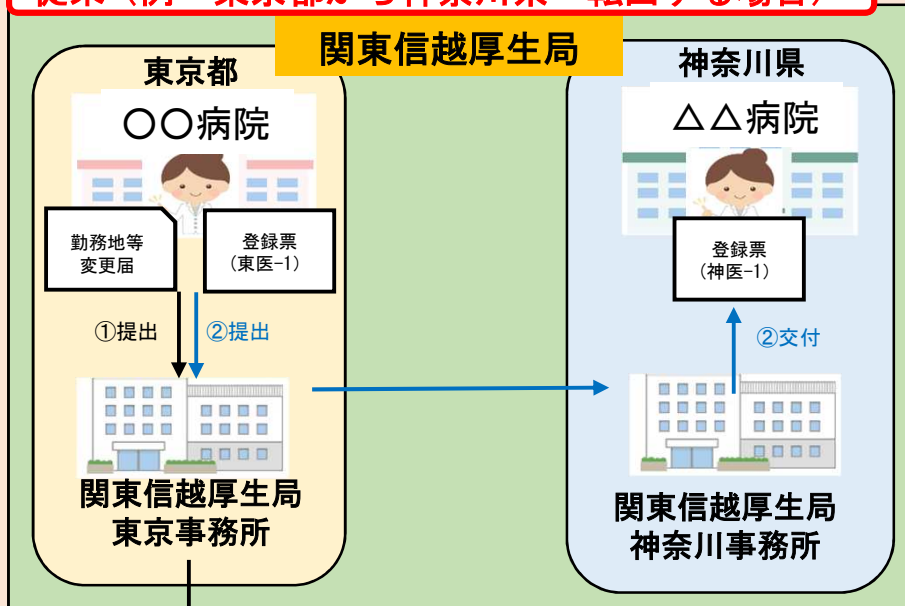
保険医療機関等、保険医等、柔道整復師に関するお問い合わせは各県事務所等の連絡先へお願いします。

保険医・保険薬剤師のみなさま

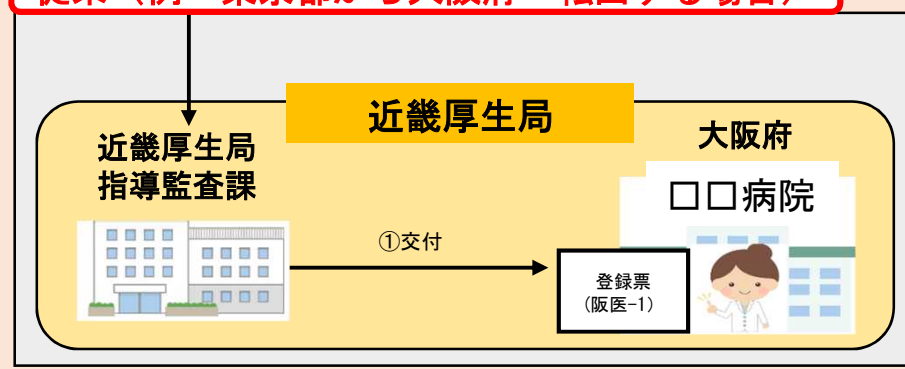
住所や勤務先の所在地が変更した時の手続きが変わります。

～同じ厚生局管轄内での変更の場合は変更届の提出が不要となります～

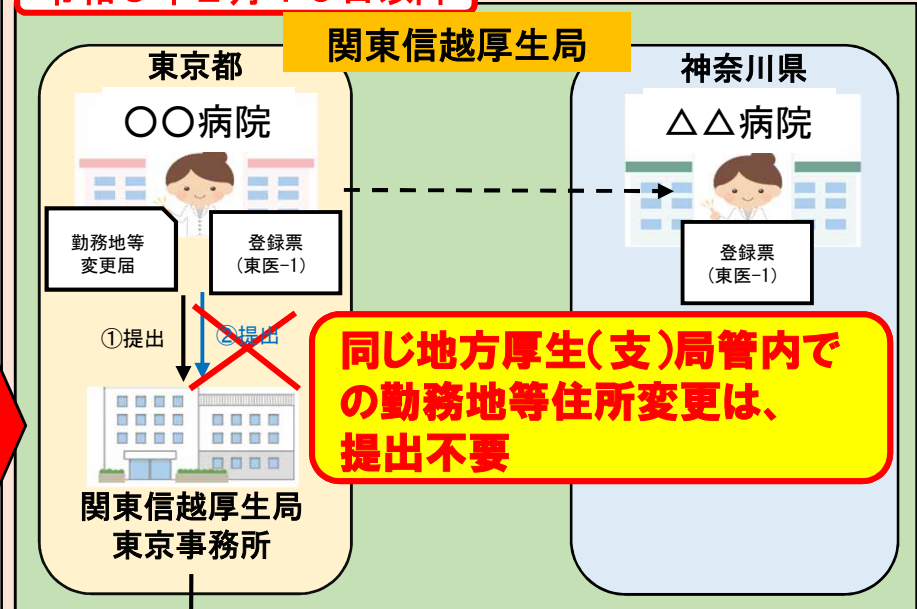
従来（例 東京都から神奈川県へ転出する場合）



従来（例 東京都から大阪府へ転出する場合）

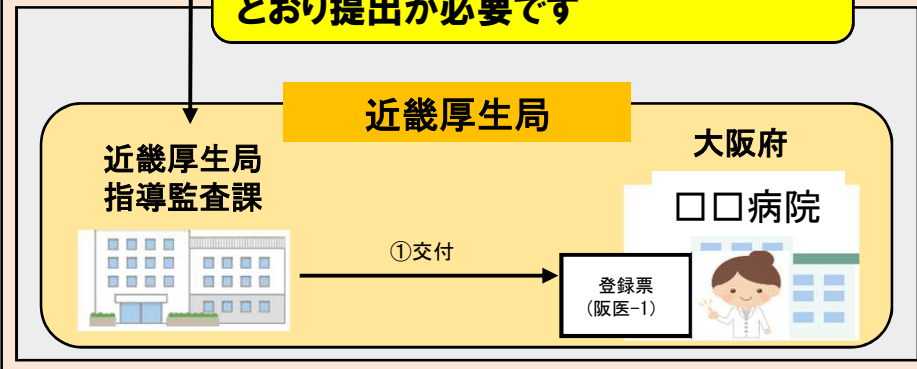


令和3年2月10日以降



同じ地方厚生（支）局管内での勤務地等住所変更は、提出不要

地方厚生（支）局が変わる場合は従来どおり提出が必要です



上記につきまして、ご不明な点やご質問がございましたら、裏面にあります勤務先等住所地を管轄する地方厚生（支）局都道府県事務所等にお問い合わせください。

【地方厚生（支）局連絡先一覧】

地方厚生局	都道府県	連絡先	Tel 番号
北海道	北海道	医療課	011-796-5105
東北	宮城	指導監査課	022-206-5217
	青森	青森事務所	017-724-9200
	岩手	岩手事務所	019-907-9070
	秋田	秋田事務所	018-800-7080
	山形	山形事務所	023-609-0140
	福島	福島事務所	024-503-5030
関東信越	埼玉	指導監査課	048-851-3060
	茨城	茨城事務所	029-277-1316
	栃木	栃木事務所	028-341-8486
	群馬	群馬事務所	027-896-0488
	千葉	千葉事務所	043-379-2716
	東京	東京事務所	03-6692-5119
	神奈川	神奈川事務所	045-270-2053
	新潟	新潟事務所	025-364-1847
	山梨	山梨事務所	055-206-0569
	長野	長野事務所	026-474-4346
東海北陸	愛知	指導監査課	052-228-6179
	富山	富山事務所	076-439-6570
	石川	石川事務所	076-210-5140
	岐阜	岐阜事務所	058-249-1822
	静岡	静岡事務所	054-355-2015
	三重	三重事務所	059-213-3533

地方厚生局	都道府県	連絡先	Tel 番号
近畿	大阪	指導監査課	06-7663-7664
	福井	福井事務所	0776-25-5373
	滋賀	滋賀事務所	077-526-8114
	京都	京都事務所	075-256-8681
	兵庫	兵庫事務所	078-325-8925
	奈良	奈良事務所	0742-25-5520
	和歌山	和歌山事務所	073-421-8311
中国四国	広島	指導監査課	082-223-8209
	鳥取	鳥取事務所	0857-30-0860
	島根	島根事務所	0852-61-0108
	岡山	岡山事務所	086-239-1275
	山口	山口事務所	083-902-3171
四国(支)局	香川	指導監査課	087-851-9593
	徳島	徳島事務所	088-602-1386
	愛媛	愛媛事務所	089-986-3156
	高知	高知事務所	088-826-3116
九州	福岡	指導監査課	092-707-1125
	佐賀	佐賀事務所	0952-20-1610
	長崎	長崎事務所	095-801-4201
	熊本	熊本事務所	096-284-8001
	大分	大分事務所	097-535-8061
	宮崎	宮崎事務所	0985-72-8880
	鹿児島	鹿児島事務所	099-201-5801
	沖縄	沖縄事務所	098-833-6006